答申第８８号
（諮問第１０８号）

答　　申

第１　審査会の結論

大分県知事（以下「実施機関」という。）が平成２７年３月２５日付けで行った個人情報一部開示決定処分は、妥当である。

第２　異議申立てに至る経緯

１　個人情報の開示請求

異議申立人は、大分県個人情報保護条例（平成１３年大分県条例第４５号。以下「条例」という。）第１３条第１項の規定により、平成２７年３月１１日付けで、実施機関に対して、次を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

平成○○年○月に大分県○○○○○○○○○○○○○○○から受けた事情聴取（記録）について、私に関する情報

２　実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る個人情報が記録された公文書（以下「本件公文書」という。）として「○○○○○　○○○○○面接結果（平成○○年○月○○日）」を特定し、次の理由により一部開示決定を行い、平成２７年３月２５日付けで異議申立人に通知した。

（不開示理由）
条例第１５条第３号該当
（当該文書中には、あなたに関する評価に関する情報があり、これらを開示することにより、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため）

３　本件異議申立て

異議申立人は、上記の一部開示決定について、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第６条の規定により、平成２７年３月３１日付けで、実施機関に対して、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第３　異議申立人の主張の要旨

１　異議申立ての趣旨

開示請求を行った全ての情報の開示を求める。

２　異議申立ての理由

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1)当該文書は異議申立人本人に関する情報であり、全ての個人情報について開示することが妥当である。
(2)不開示とした部分について、異議申立人本人に関すること、異議申立人が既に知り得ている内容などについては開示すべきである。

第４　実施機関の主張の要旨

本件異議申立てに対する実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

今回、一部開示決定した面接結果は、大分県生活環境部人権・同和対策課あてに○○○○○で部落差別があるとの情報が入り、その内容から部落差別を受けたとされる人物が異議申立人と特定できたことから、○○○○○の○○○○○○○○○○○○○であった当時の○○○○○○○○○○○○○が、その真偽を確認するため異議申立人と面接を行い、その内容をまとめたものである。

本件面接結果は、○○○○○が異議申立人と行った面接の内容を記録したものであり、そのやりとりは異議申立人も知り得ている内容である。

しかしながら、不開示とした部分については、異議申立人とやりとりした内容ではなく、面接実施者として面接に当たっての考え方、面接を通じての所見を記録したものである。

このような情報を開示することは、記載された内容に納得しない当人から、記録者に対し、いわれのない非難等がなされるおそれがあることから、記録者がありのままを記録することを躊躇したりするなど、今後の人事管理における個人の評価等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

第５　審査会の判断

審査会は、本件対象公文書を見分した上で、異議申立人及び実施機関双方から提出された書類を踏まえて審議した結果、次のとおり判断した。

１　条例第１５条第３号について

条例第１５条第３号は、開示しないことができる個人情報として「個人の評価、指導、診断、選考等に関する情報であって、開示することにより、当該評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

「評価、指導、診断、選考等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とは、事務の性質上本人に開示することにより、事務の遂行が阻害されたり、事務を実施する意味を失わせたり、関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることをいい、

将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含むものである。

２　条例第１５条第３号該当性について

本件開示請求の対象個人情報は、○○○○○で異議申立人が部落差別を受けているというメールがあったことについて、○○○○○○○○○○○○が異議申立人に対して心当たりがないか確認を行った内容であるとともに、異議申立人の職場での人間関係等を含めた詳細な状況について聞き取った内容である。

審査会において、本件公文書を見分したところ、不開示とされた部分の記載内容は、○○○○○○○○○○○○が異議申立人と面談を行うに際しての見解、また、面談を行った上での評価、感想等であり、これは条例第１５条第３号の評価に関する情報に該当すると認められる。

また、当該不開示部分は相談者の評価や認識と必ずしも一致しない場合があることが予想されるため、当該部分を開示することになると、相談者等から誤解や反発、非難等が生じるおそれがある。この結果、職員が当たり障りのない表現で記載するなど、記載内容が形骸化・画一化することにより、相談者に対する適切な評価が行い得なくなり、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

３　結論

以上のことから、本件不開示情報は条例第１５第３号に該当し、実施機関が一部開示決定を行ったことは妥当である。

よって、「第１　審査会の結論」のとおり判断する。

第６　審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
平成２７年　４月　８日	諮　問
平成２７年　９月３０日	事案審議（平成２７年度第６回審査会）
平成２７年１０月２８日	事案審議（平成２７年度第７回審査会）
平成２７年１１月２５日	答申決定（平成２７年度第８回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び委員

氏　　名	職　　業	備　考
吉　田　祐　治	弁護士	会長
城　戸　照　子	大分大学経済学部教授	
池　邉　英　貴	前大分県商工会議所連合会専務理事	会長代行
松　尾　和　行	大分合同新聞社上席執行役員 論説編集委員室長兼編集委員長	
芥　川　美佐子	大分県地域婦人団体連合会理事	
貞　永　明　美	大分県医師会常任理事	
野　田　伸　子	元大分市立西の台小学校長	
佐　伯　圭一郎	大分県立看護科学大学看護学部教授	
竹　内　敏　夫	元大分市稙田支所支所長補佐	